

国から地方への税源移譲を求める意見書

現在、国において構造改革の議論が行われているところですが、真に地方分権改革を推進し、活力に満ちた地域社会を形成していくことが、我が国の再生を図るうえで重要な課題です。

平成十二年四月に地方分権一括法が施行され、地方分権へ向けて国と地方の役割分担の見直しが行われ、その関係は対等、協力を基本とすることとなりました。

しかし、地方財政構造は、相変わらず歳出規模と地方税収入との乖離が解消されないまま、国からの移転財源である地方交付税や国庫補助負担金に大きく依存しているのが現状で、それが地方公共団体の自主性、自立性を損なう結果となっております。

このような状況においては、地方公共団体が自主性、自立性を高め、自己責任、自己決定に基づく地方自治を推進、拡充していくことは極めて困難です。今日、各地域においては、少子高齢社会に向けた福祉施策の充実、生活関連社会資本の整備など様々なニーズと課題に対処していく必要があり、地方公共団体が担うべき役割と、その財政需要は今後も増大することが確実です。

したがって、一刻も早く税源移譲を含め、国と地方の税源配分について根本から見直し、地方の自主財源の強化、充実を図るとともに、地方交付税制度や補助金制度のあり方などを見直すことが必要です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、真に地方分権を推進するため、税源移譲等の改革の道筋を明らかにする工程表を早急に取りまとめるとともに、中央の地方分権改革推進会議の議論だけではなく、現場の地方の声を十分に聴くことを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年三月十九日

江戸川区議会議長 花島 貞行

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣

総務大臣・財務大臣・経済財政政策担当大臣 あて